

## DB年金に係る最近のトピックス

～ 直近6ヶ月の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成22年9月

# 目次

1.	<u>平成21年度決算の積立状況等</u>	…	2頁
	1. 継続基準	…	3頁
	2. 非継続基準	…	4頁
	3. 積立状況の分布	…	5頁
	4. 継続基準の予定利率	…	6頁
2.	<u>IAS19号改正の公開草案について</u>	…	7頁
	1. 給付債務・制度資産の変動の即時認識	…	8頁
	2. 費用の構成要素毎の分解表示	…	9頁
	3. 開示の拡充	…	10頁
3.	<u>その他のトピックス</u>	…	15頁
	1. 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付に係る選択肢追加の取扱い	…	16頁
	2. 掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答	…	17頁
	3. 育児・介護休業法改正に伴う規約の変更について	…	18頁
	4. DB簡易基準の見直しに係る省令改正	…	19頁
	5. 平成22年度の予定利率と死亡率の改正	…	20頁
4.	<u>平成22年3月末～平成22年9月の年金ニュース</u>	…	21頁

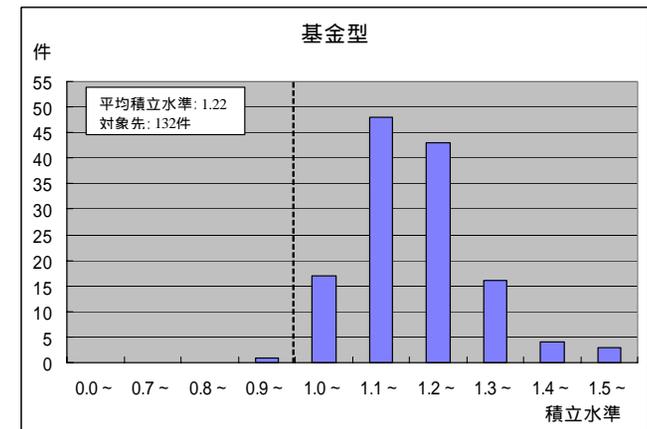
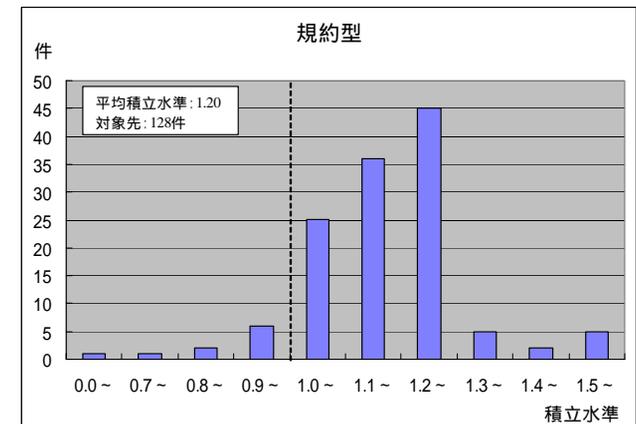
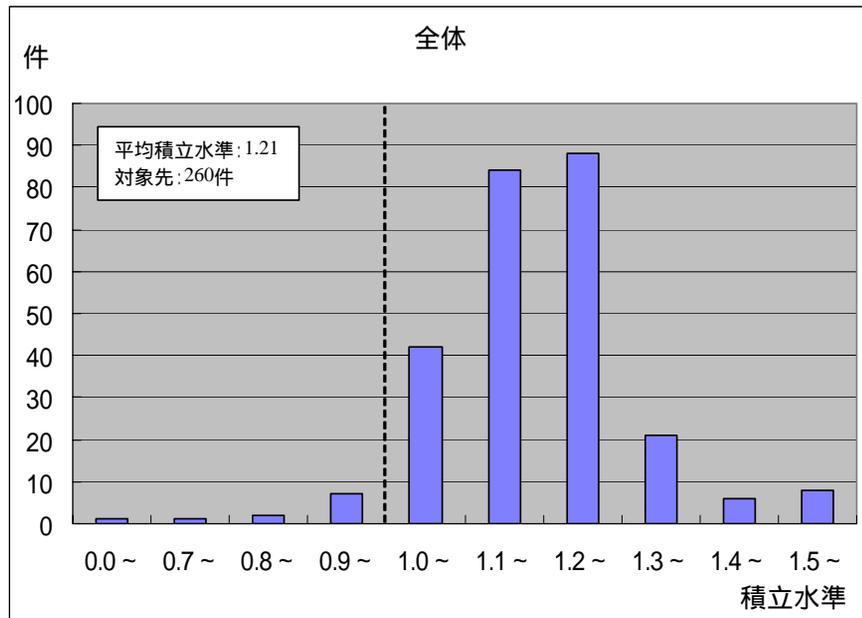
当資料は平成22年9月末現在の法令等に基づいて作成しております。

# 1. 平成21年度決算の積立状況等

# 1 - 1 . 継続基準

➤ 継続基準の平均積立水準は1.21 (前年度1.02)、96% (前年度37%) のDB年金が基準を充足。

継続基準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

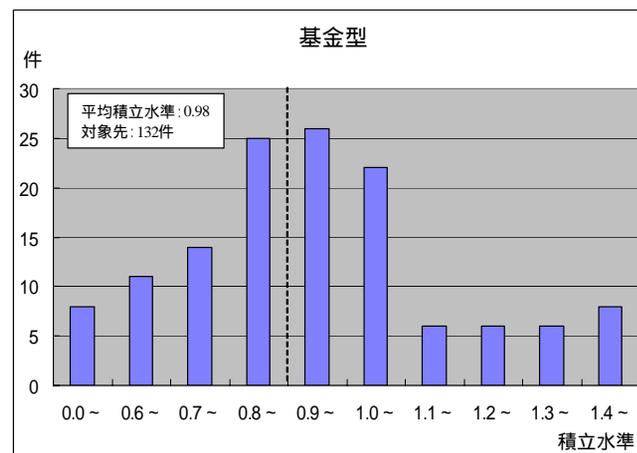
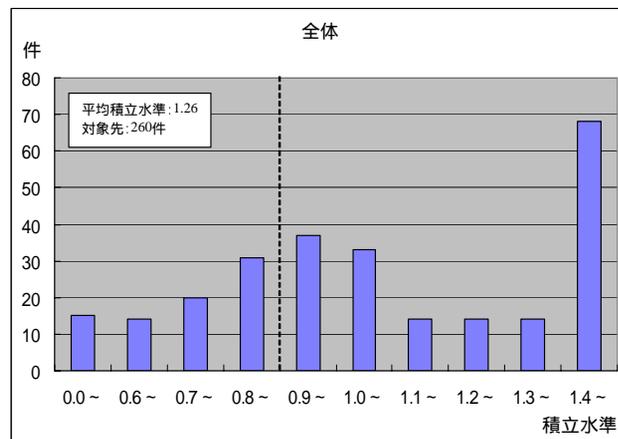
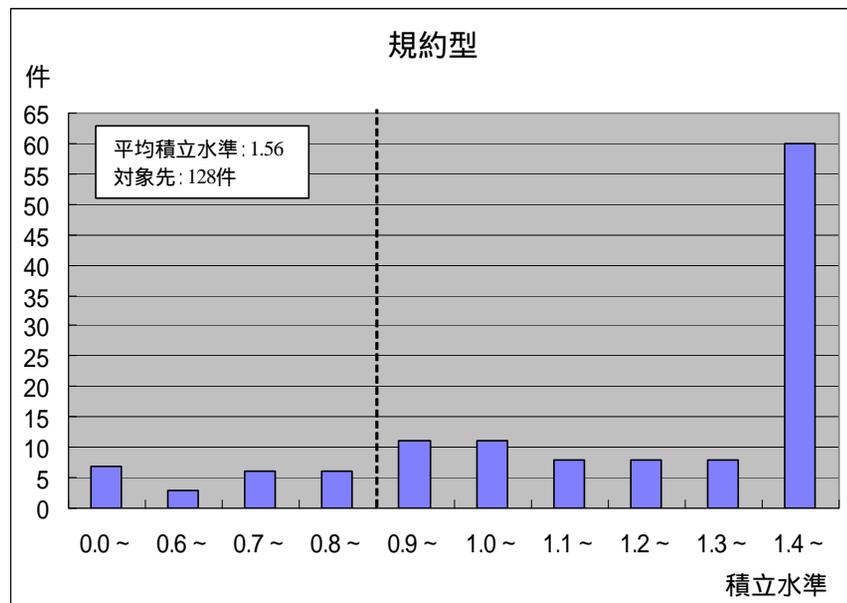


対象先: 弊社総幹事DB年金のうち、平成22年3月末に決算を迎えた260件  
全DB年金の分布とは傾向が異なります。

# 1 - 2 . 非継続基準

➤ 非継続基準の平均積立水準は1.26(前年度1.05)、73%(前年度60%)のDB年金が基準を充足。

非継続基準 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額(未認識額を除く)



対象先: 弊社総幹事DB年金のうち、平成22年3月末に決算を迎えた260件  
全DB年金の分布とは傾向が異なります。

# 1 - 3 . 積立状況の分布

➤ 継続基準、非継続基準ともに抵触した件数が平成20年度は96件(規約型43、基金型53)あったが、平成21年度は1件(規約型1、基金型0)と大幅に減少した。

全体 件数(割合)

継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	180 (69.2%)	10 (3.8%)	190 (73.1%)
抵触	69 (26.5%)	1 (0.4%)	70 (26.9%)
合計	249 (95.8%)	11 (4.2%)	260 (100.0%)

規約型 件数(割合)

継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	100 (78.1%)	9 (7.0%)	109 (85.2%)
抵触	18 (14.1%)	1 (0.8%)	19 (14.8%)
合計	118 (92.2%)	10 (7.8%)	128 (100.0%)

基金型 件数(割合)

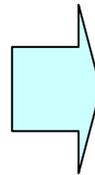
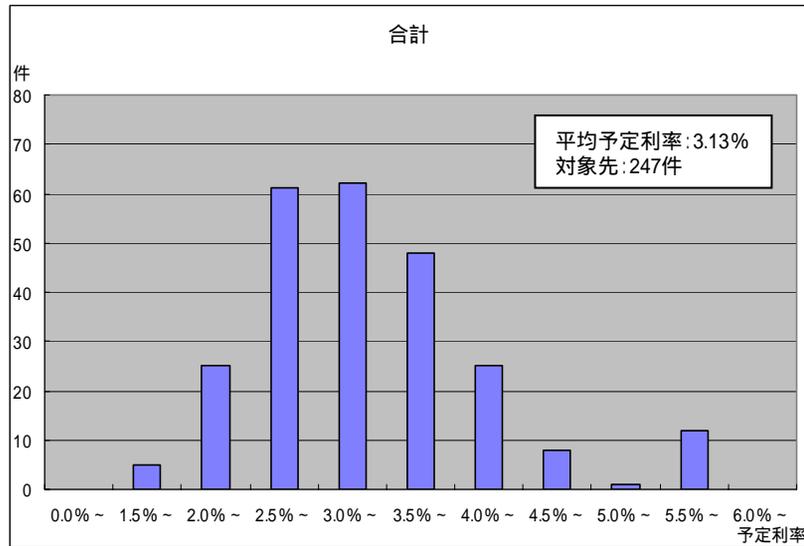
継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	80 (60.6%)	1 (0.8%)	81 (61.4%)
抵触	51 (38.6%)	0 (0.0%)	51 (38.6%)
合計	131 (99.2%)	1 (0.8%)	132 (100.0%)

対象先: 弊社総幹事DB年金のうち、平成22年3月末に決算を迎えた260件全DB年金の分布とは傾向が異なります。

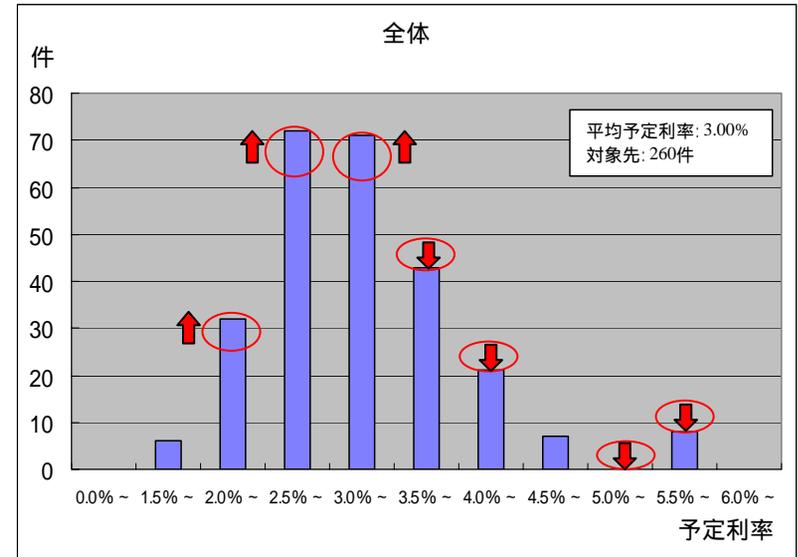
# 1 - 4 . 継続基準の予定利率

➤ 継続基準の予定利率は平均3.00%となり、前年度(3.13%)から引き下がった。

< 平成20年度 >



< 平成21年度 >



対象先: 弊社総幹事DB年金のうち、平成22年3月末に決算を迎えた260件  
全DB年金の分布とは傾向が異なります。

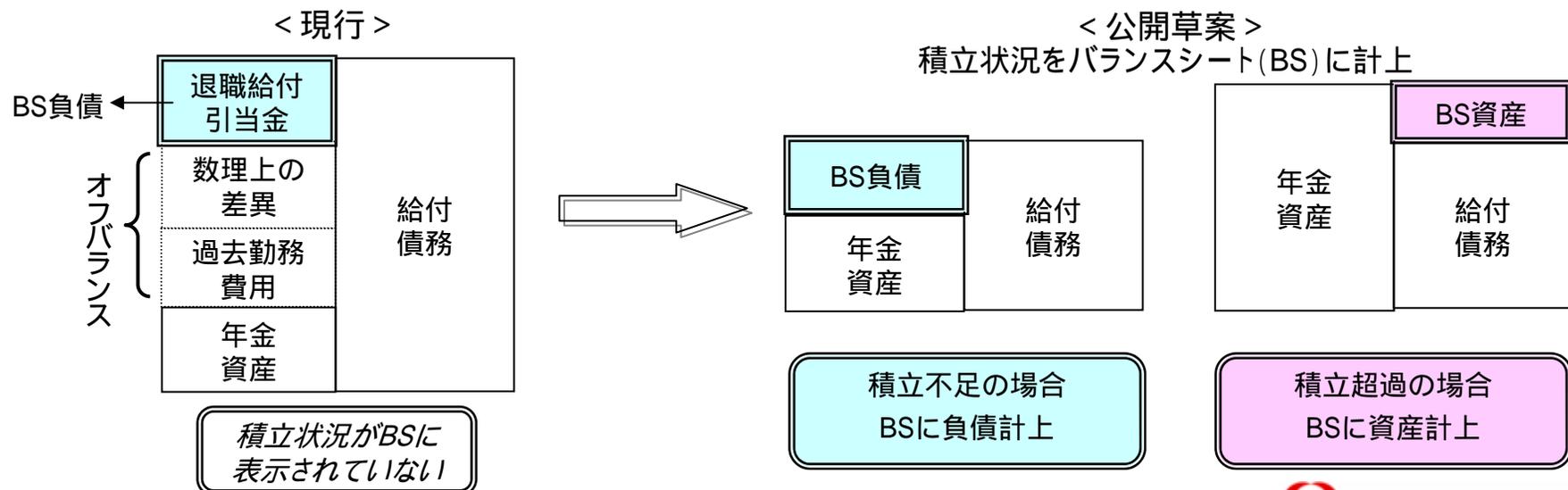
## **2. IAS 19号改正の公開草案公表について**

## 2-1. 給付債務・制度資産の変動の即時認識

- 平成22年4月28日、国際会計基準委員会からIAS19号(従業員給付)改正に関する公開草案が公表された。
- 主な改正内容は以下の通り。  
**給付債務・制度資産の変動の即時認識**  
**給付費用の構成要素毎の分解表示**  
**開示の拡充**

### 給付債務・制度資産の変動の即時認識

- ✓ 給付債務・制度資産の変動を発生した期に即時認識。
- ✓ 積立不足の場合はバランスシートの負債に、積立超過の場合は資産に計上する。  
 積立状況がバランスシート上で明確になる。



## 2-2. 費用の構成要素毎の分解表示

- 退職給付費用は、3要素に分解して表示。
- 3要素のうち人件費に計上するのは勤務費用のみ。
- 給付債務・年金資産の変動は当期純利益に計上しない。

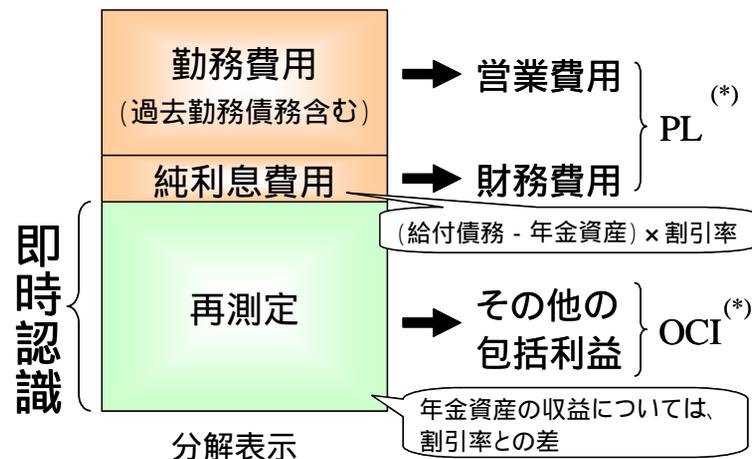
### 給付費用の構成要素毎の分解表示

< 現行 >

遅延認識	勤務費用	退職給付費用
	利息費用	
	数理計算上の差異	
	過去勤務債務	期待運用収益

ネット表示

< 公開草案 >



分解表示

(\*) PL: Profit or Loss、OCI: Other Comprehensive Income (その他の包括利益)

## 2-3. 開示の拡充

➤ 退職給付債務・制度資産の変動リスクに関連する開示の充実化が図られた。

### 開示の拡充

#### (1) 退職給付制度に関する説明

- △ 退職給付制度に関する情報  
制度の性質、財政運営等に関する規制、ガバナンス 等
- 制度運営上のリスクに関する説明
- 制度の変更、縮小、清算に関する説明

#### (2) 財務諸表の数値に関連する開示

- △ 退職給付負債・制度資産の期首残高から期末残高への調整表
- △ 制度資産のリスク特性に応じた内訳
- △ 主要な数理上の仮定に関する情報
- 累積給付債務

#### (3) 将来のキャッシュフローの不確実性に関する説明

- 主要な数理上の仮定の感応度分析
- 負債特性に応じた投資等リスク管理に関する記述
- 向こう5年間の掛金と勤務費用の相違に関する記述

○ …追加された開示    △ …一部追加された開示

## 2 - 3 . 開示の拡充 ~ 複数事業主制度に係る開示項目の拡充 ~

- 会計処理方法によらず、制度全般に関する情報の開示を拡充。
- 掛金建て制度の会計処理を行う場合には、向こう5年間の予測掛金等の開示を追加。

加入している複数事業主制度の開示(会計処理によらず開示)

- (a) 制度の積立方針、掛金の決定方法、積立に関する規制の内容
- (b) 他の加入企業の債務を負担する可能性の有無
- (c) 制度全体の加入者数、受給者数、待期者数と当該企業の比率
- (d) 制度終了時または制度脱退時の積立超過(不足)の処理に関する規定

今回全て追加

➡ (複数事業主制度; 給付建制度の会計処理を行う場合)

通常の給付建制度に適用される開示が必要

➡ (複数事業主制度; 掛金建制度の会計処理を行う場合)

当該制度が給付建制度である旨  
給付建制度として会計処理を行うための十分な情報が入手できない理由  
積立超過(不足)が将来の掛金に影響を及ぼす場合、積立超過に(不足)に関する情報  
向こう5年間の予測掛金、予測掛金算定に用いた前提 等

従来どおり

が追加

## 〔ご参考1〕米国会計基準における複数事業主制度に係る開示項目の拡充(公開草案)

- IAS19号(前頁)とは別に、米国基準においてもIAS19号の複数事業主制度の開示と同様の公開草案が公表された(平成22年9月1日)。
- 適用時期は2010年12月15日以降に終了する事業年度から(IAS19号の改正よりも前倒し)。

### < 公開草案の目的 >

- ✓ 開示の充実による透明性の確保(会計処理の変更ではない)。

### < IAS19号(前頁)と同様の内容である理由 >

- ✓ IAS19号改正が米国基準と国際会計基準のコンバージェンス(共通化)プロジェクトの一貫として進められているため。

### < 公開草案の日本への影響 >

- ✓ 米国基準を採用している我が国の3月決算企業では、2011年3月期から新たに開示を行う必要がある。
- ✓ 今後の日本基準見直しの議論に影響が及ぶ可能性あり。

## 〔ご参考2〕日本基準の公開草案

- 2段階に分けて見直しを実施。
- ステップ1の公開草案は3月に公表済み。適用時期は2012年3月以降の決算期末を予定。
- ステップ2は2011年に公開草案の公表を計画。

公開草案(ステップ1)の改正項目		国際会計基準(IFRS)との関係
貸借対照表上での即時認識		IFRS見直し検討中の内容と同様
債務計算 の見直し	1 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し	現行IFRSと現行日本基準(期間定額基準)との選択制
	2 割引率の見直し	現行IFRSと同様
	3 予想昇給率の見直し	現行IFRSと同様
複数事業主制度の取扱いの見直し		現行IFRSとほぼ同様
長期期待運用収益率の考え方の明確化		現行IFRSとほぼ同様
名称等 の変更	退職給付引当金 退職給付に係る負債	現行IFRSとほぼ同様
	前払年金費用 退職給付に係る資産	
	過去勤務債務 過去勤務費用	
	期待運用収益率 長期期待運用収益率	
開示項目の拡充		現行IFRSとほぼ同様 (一部採用しない項目あり)

## 〔ご参考2〕日本基準の公開草案：ステップ2で議論されると考えられる論点

➤ 国際会計基準の公開草案で提案された項目についてはステップ2で議論されると考えられる。

< 国際会計基準で検討中の論点 >

✓ 即時認識に関する費用処理

期待運用収益の廃止、遅延認識の廃止、回廊アプローチ

損益計算書での分解表示

✓ 開示の拡充

公正価値のレベル分け、リスクに関する開示項目

< 日本固有の論点 >

✓ 重要性基準の廃止

### 3. その他のトピックス

### 3 - 1 . 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付に係る選択肢追加の取扱い

- 代行返上DBにおいて受給権者に旧基本プラスアルファ部分の代替給付を追加する場合について確認事項が得られた。〔行政確認事項〕

#### 確認事項

- ✓ 代替給付の追加規定は、原則、代行返上時のみに認める。
- ✓ やむを得ず代行返上時に旧基本プラスアルファ部分の検討が行えなかった場合は、代行返上の翌日から初回の定例財政再計算による掛金の適用日までの間に規約変更を行うことが可能。
- ✓ 既に代行返上している場合は、経過的に平成24年3月31日までに規約変更することも差し支えない。



厚生労働省より再度連絡あり (平成22年9月27日)

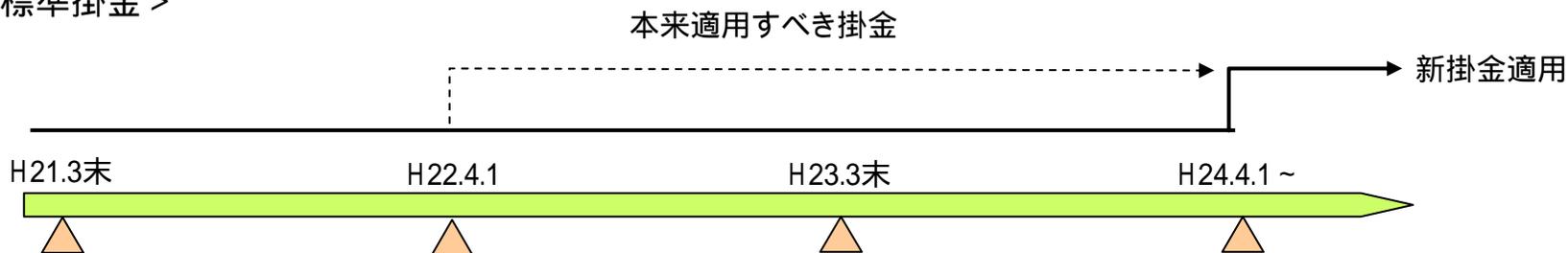
- ✓ 上記確認事項を含め詳細は省内で検討中であり、変更となる可能性があるとのこと。  
(取扱いの詳細については行政照会予定)

## 3-2 . 掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答

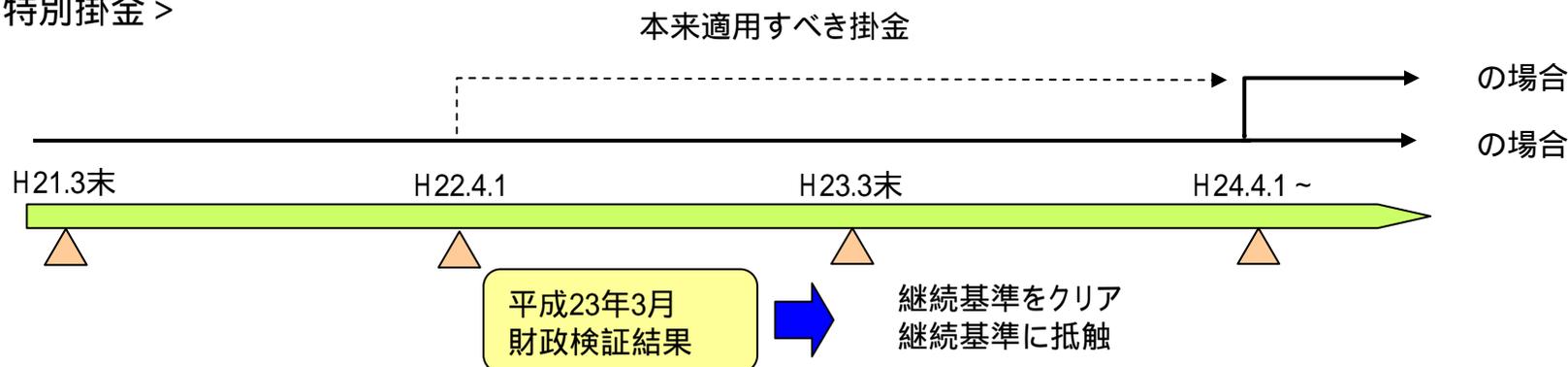
➤ 以下の内容が確認された。

1. 標準掛金の引上げを猶予した基金は、猶予明けに標準掛金の見直しが必要。
2. 特別掛金の引上げを猶予した基金は、  
直近の財政検証で継続基準をクリアした場合(財政計算不要を含む) : 掛金の見直し不要。  
直近の財政検証で継続基準に抵触した場合 : 財政検証日で新掛金を算定。  
(行政確認事項)

< 標準掛金 >



< 特別掛金 >



# 3 - 3 . 育児・介護休業法改正に伴う規約の変更について

- 法改正に伴い育児・介護休業の範囲が拡大されること等に伴い就業規則等が変更されるが、そのため規約の変更が必要なケースがあるとされた。 〔行政確認事項〕

## 規約変更の要否

法改正前のDB規約における育児・介護休業期間の取り扱い	法改正により新たに導入される育児・介護休業期間等のDB規約での取り扱い	DB規約変更の要否
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除している	控除しない	不要(引用する規程の名称、有効日、控除する期間の名称等を変更する場合は、要)
	控除する	要
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除していない	控除しない	不要
	控除する	今回の法改正による取り扱いの対象外

労働協約等の規定の条文を変更をしていないが法律上の定義が変わることにより労働協約等の内容が変更となる場合は、DB規約に引用した労働協約等の有効日の変更に係る規約変更手続き(届出)が必要

- ✓ 届出が必要：  
実質的な変更はないが、DB規約の文言のみ変更が必要なケース  
参照条文等の変更。規約上の文言の修正が不要な場合は規約変更不要。
- ✓ 承認・認可が必要：  
DBの加入者期間・給付額算定期間から育児・介護休業期間を除外しているため、加入者期間・給付額算定期間が変更となるケース

## 3 - 4 . DB簡易基準の見直しに係る省令改正

- 平成24年3月末の適格退職年金の廃止を見据えたDB年金への移行の事務簡素化のための措置について、省令改正が行われた。(施行日:H22.9.14)

< DB簡易基準の概要(改正後) >

- ✓ 計算機準備における加入者数が500人に満たない確定給付企業年金が対象。
- ✓ 掛金の額は、一定の簡易な基準に基づいて計算することが可能。
- ✓ 毎事業年度末の財政検証等について特例を受けることができる。

DB簡易基準	改正前	改正後
適用対象	300人未満	500人未満へ拡大
地方厚生(支)局長への委任事項(規約変更の認可権限)	名称・所在地変更等	簡易な基準に基づく確定給付企業年金の規約の変更を新たに委任
年金数理人の確認	平成24年3月末まで省略可	当分の間、省略可

# 3 - 5 . 平成22年度の予定利率と死亡率の改正

- 継続基準の下限予定利率は1.3%とされた。 (告示改正)
- 非継続基準の予定利率は2.38%とされた。 (告示改正)
- また、厚年本体の財政検証に伴い、予定死亡率も改正された。 (告示改正)

(改正)  
平成22年3月31日厚生労働省告示第127号、第128号

## < 予定利率 >

年度	適格年金 (下限予定利率)	厚生年金基金			確定給付企業年金	
		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
			代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ 部分		
H20	1.6%	1.4%	3.10%	2.27% (1.816% ~ 2.724%)	1.4%	2.27% (1.816% ~ 2.724%)
H21	1.5%	1.5%	3.54%	2.44% (1.952% ~ 2.928%)	1.5%	2.44% (1.952% ~ 2.928%)
H22	1.3%	1.3%	6.83%	2.38% (1.904% ~ 2.856%)	1.3%	2.38% (1.904% ~ 2.856%)

(注) 非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記(例 H21年度: 4～12月 3.54%、翌1～3月 6.83%)。

## < 予定死亡率の改正 >

- ✓ 予定死亡率: 厚年本体の財政検証に伴い、予定死亡率が改正された。  
平成22年4月1日以後を基準日とする財政再計算・財政決算から適用(継続基準は早期適用可)。

## 4. 平成22年3月末からの年金ニュース

# 平成22年3月末～22年7月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年3月	・平成22年度の予定利率と死亡率の改正について 【厚年・DB】 (No.206)				
	・適格退職年金の下限予定利率の改定について【適年】 (No.207)		( )		
平成22年4月	・平成22年度の下限予定利率改正について【厚年】 (No.208)		( )		
	・コロナ告示等の改正【厚年】 (No.209)		( )		
	・厚年本体21年度運用実績(推計値)【厚年】 (No.210)		( )		
	・IAS19号改正の公開草案公表【厚年、DB】 (No.211)				
平成22年5月	・育児・介護休業法改正に伴うDB規約の変更について 【DB】 (No.212)				
	・掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答【厚年、DB】 (No.213)				
	・DB簡易基準の見直しに係る意見募集開始(省令改正) 【DB】 (No.214)				
平成22年6月	・育児・介護休業法改正に伴う規約変更について 【DB・厚年】 (No.215)				
平成22年7月	・DB年金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等【DB】 (No.216)				
	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～ 速報～【厚年】 (No.217)		( )		

( )はDB年金以外に関する事項です。

# 平成22年7月～22年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業運営	財政・掛金	給付	その他
	・指定基金の判定、健全化計画についての行政確認事項(通知改正)【厚年】 (No.218)	( )	( )		
	・指定基金の判定、健全化計画について意見募集開始(通知改正)【厚年】 (No.219)	( )	( )		
平成22年8月	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～全体版:速報～【厚年】 (No.220)		( )		
	・任脱一括拠出金の取扱いについての「相談事例」発出【厚年】 (No.221)	( )	( )		
	・平成21年度の厚年本体利回り(確定値):7.54%【厚年】 (No.222)		( )		
	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～全体版:確報～【厚年】 (No.223)		( )		
平成22年9月	・指定基金の判定、健全化計画等についての行政回答【厚年】 (No.224)	( )	( )		
	・代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い【DB、厚年】 (No.225)				
	・指定基金の判定、健全化計画についての通知改正【厚年】 (No.226)	( )	( )		
	・DB簡易基準の見直しに係る省令改正【DB】 (No.227)				
	・【続報】代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い【DB、厚年】 (No.228)				

( )はDB年金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))